

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について お知らせ(その13)

岡山県農林水産部
岡山県土木部

岡山県発注の建設工事及び建設関係業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、令和5年5月8日以降、次のように取り扱うことにしましたので、お知らせします。

記

1 マスクの着用について（継続）

マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、事業者から従業員等に対して基本的にマスクの着用を呼びかける必要はありません。

2 施工中の工事等における感染防止策（廃止）

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたため、感染対策は一律に求めることはしません。

なお、次の通知を参考としてください。

○「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止について（令和5年4月26日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）※

※<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001604175.pdf>に掲載されています。

3 工事等の従事者に感染者等が発生した場合の報告（廃止）

県発注の工事等に従事している者（下請を含む。）に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者がいることが判明した場合の県への報告は、廃止します。

4 工事等の一時中止、工期延長（廃止）

新型コロナウイルス感染症の影響による工事・業務の一時中止や工期延長の取扱いは、廃止します。

5 その他

今後、新たな変異株が感染症法上の指定を受け、政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく要請があった場合は、取扱いを変更する可能性があります。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483